

岐阜県青少年健全育成条例第19条第2項の規定 による写真又は絵の内容の指定

(平成17年10月6日 岐阜県告示第741号の4)

岐阜県青少年健全育成条例（昭和35年岐阜県条例第37号）第19条第2項第1号の規定による有害
広告文書等の写真又は絵の内容を次のとおり指定した。

写 真 又 は 絵 の 内 容	<ol style="list-style-type: none">1 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次に掲げるものを被写体とした写真又はこれらを描写した絵<ol style="list-style-type: none">(1) 女性が大腿部を開いた姿態(2) 女性が陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態(3) 自慰の姿態(4) 男女間の愛撫の姿態(5) 女性の排泄の姿態(6) 緊縛姿態2 性交又はこれに類する性行為で、次に掲げるものを被写体とした写真又はこれらを描写した絵<ol style="list-style-type: none">(1) 男女間の性交又は性交を連想させる行為(2) 強姦、輪姦その他りょう辱行為(3) 同性間の性行為(4) 変態性欲に基づく性行為
指 定 年 月 日	平成17年10月6日
指 定 理 由	著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる。